小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業（補助事業）

実施組合の募集について

富山県中小企業団体中央会

組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援します。

**※フィージビリティ・スタディ・・・事業（新製品や新サービス、新規事業）に関する実行可能性や実現可能性を検証する作業**

1. 事業内容

次の①及び②を実施する小企業者組合等について補助対象といたします。

①小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ＩＴを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、今後の原材料の安定的確保、消費者ニーズに対応する新たな意匠開発、他分野等との連携による技術開発、物流システムの効率化、伝統技能の継承、等に関するフィージビリティ・スタディ

②上記のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、ＩＴの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発、テストマーケティング等の具体化のための事業。

（小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業の対象要件に該当する組合）

　①事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人）以下の会社及び個人）であるもの。

　②協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの。

　③事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの。

1. 補助対象経費

事業の実施に必要な謝金・旅費・会議費・印刷費・原稿料・雑役務費・通信運搬費・消耗品費・借損料・委託費

1. 補助金額・補助率

補助対象経費の２／３以内又は1,200,000円以内のいずれか低い額

1. 補助事業実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成２５年２月１５日まで

1. 補助の申込み

補助事業を実施しようとされる組合は、事前に本会と打合せのうえ、補助金交付申請手続きが必要です。